



# 来週の投資戦略 (9/24-27)

## 自民党総裁選と海外投資家

2024年9月22日

小松 徹

### 注目事項 一 見所

- 9月25日、立憲民主党、代表選 — 野田氏か枝野氏か？
- 9月26日、日銀、金融政策決定会合議事要旨 — タカ派が多かった？
- 9月26日、パウエル連邦準備理事会(FRB)議長発言 — 景気の見方は？
- 9月27日、自民党、総裁選 — 決選投票の勝者は？
- 9月27日、米国8月の個人消費支出(PCEデフレーター) — 前年比+2.3%？

### 株式市場見通し

先週日米で金融政策のイベントが終わった。米国の0.5%利下げは多くのエコノミスト予想よりも大きかったので、翌日以降の米国株式市場は全面高となり、株価指数も史上最高値を更新するものが出了。それにも関わらず、為替相場は米ドル安・円高にならなかつたので、わが国の株式市場も歓迎して、大幅高となつた。金曜日午後3時半の日銀の植田総裁の発言が前回ほど強い利上げ姿勢でなかつたことから、会見中に円全面安となり、日経225先物指数は続伸した。これまでの警戒の緊張が一気にほぐれ、市場はこのまま4万円に向かうのではとのイメージを彷彿とさせた。

来週はわが国で大きな政治イベントがある。月曜日の立憲民主党の代表選では野田氏がトップになるとの見方が有力だが、決選投票に持ち込まれた場合にはどうか。金曜日午後の自民党総裁選は3つ巴の決選投票が予想される。この場合、最初の投票でトップに立った者が必ずしも決選投票で勝つとは限らない。石破氏は今回もそうなるか、あるいは自民党の厳しい環境が、国会議員の好き嫌いの行動を変えるか。株式市場にとって超短期的に望ましいのは高市氏だろうが、日銀や財務省との関係、近隣諸国との関係などを考えると、厳しい道のりが待っているかもしれない。石破氏が総裁になった場合には日本国民は順当と思うだろうが、金融所得課税や法人税増税などの発言もあったことから、海外の短期筋は日本株の売り材料とする可能性もある。

さて、先週金曜日引け後に発表された投資家別売買状況を見て驚いた。現物市場で海外投資家が9月第2週に1兆54百億円も売り越した。その前の週も82百億円の売り越しだったので、2週間で2.4超円売り越したことになる。第1週は半導体関連銘柄の投げが目立ったが、第2週は幅広く売った。なお、第2週に先物市場で45百億円買い越しているが、恐らく第3週も先物市場では同様の動きだろう。こうした売買が来週の自民党総裁選後にどうなるか、注目される。

最後に来週の経済関係のイベントについて。木曜日に日銀の7月の金融政策決定会合議事要旨が発表される。金融引き締めが議論の中心だったとわかる。米国では4-6月期の実質GDP成長率の確定値が2.9%と発表され、消費も強い数値が確認されよう。パウエルFRB議長が会合の挨拶で話すが、景気は良好、予防的利下げと言うか。金曜日の米国8月の個人消費支出(PCEデフレーター)は前年比+2.3%に低下すると予想。

### KPAの投資戦略

ロング(買い)	ショート(売り)
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。